

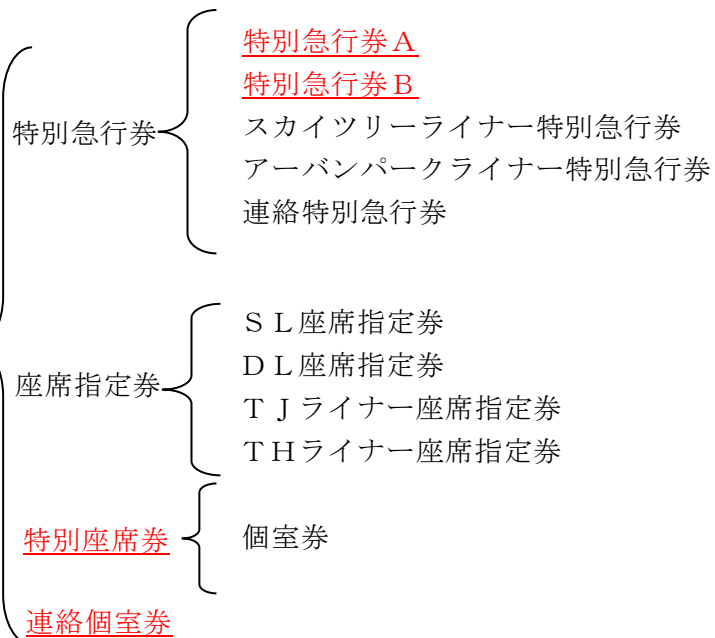
東武鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

改 正	現 行																														
(前略)	(前略)																														
<p>(用語の意義および記号)</p> <p>第3条 この規則で使用する用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「社線」とは、社の経営する鉄道をいう。</p> <p>(2) 「旅客鉄道会社線」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社および九州旅客鉄道株式会社（以下「旅客鉄道会社」という。）の経営する鉄道、航路をいう。</p> <p>(3) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場および停留場をいう。</p> <p>(4) 「特急列車等」とは、特別急行列車・直通特別急行列車・S L列車・D L列車・T JライナーおよびTHライナーをいう。</p> <p>(5) 「直通特別急行列車」とは、東日本旅客鉄道会社線（以下「JR東日本線」という。）との直通運転する特別急行列車をいう。</p> <p>(6) 「特急券等」とは、特別急行券・<u>座席指定券</u>・<u>特別座席券</u>および連絡個室券をいう。</p> <p>(7) 「乗車券類」とは、乗車券および特急券等をいう。</p> <p>(8) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅で、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車するときは、その乗車することをいう。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車券類の種類)</p> <p>第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乗 車 券</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">イ 普通乗車券</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;">片道乗車券 往復乗車券 連続乗車券</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ロ 定期乗車券</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;">通勤定期乗車券 通学定期乗車券</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ハ 回数乗車券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ニ 団体乗車券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ホ 貸切乗車券</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	イ 普通乗車券	{	片道乗車券 往復乗車券 連続乗車券	ロ 定期乗車券	{	通勤定期乗車券 通学定期乗車券	ハ 回数乗車券			ニ 団体乗車券			ホ 貸切乗車券			<p>(用語の意義および記号)</p> <p>第3条 この規則で使用する用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「社線」とは、社の経営する鉄道をいう。</p> <p>(2) 「旅客鉄道会社線」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社および九州旅客鉄道株式会社（以下「旅客鉄道会社」という。）の経営する鉄道、航路をいう。</p> <p>(3) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場および停留場をいう。</p> <p>(4) 「特急列車等」とは、特別急行列車・直通特別急行列車・S L列車・D L列車・T JライナーおよびTHライナーをいう。</p> <p>(5) 「直通特別急行列車」とは、東日本旅客鉄道会社線（以下「JR東日本線」という。）との直通運転する特別急行列車をいう。</p> <p>(6) 「特急券等」とは、特別急行券・S L座席指定券・D L座席指定券・T Jライナー座席指定券・THライナー座席指定券・個室券および直通特別急行列車に乗車する場合の連絡特別急行券・連絡個室券をいう。</p> <p>(7) 「乗車券類」とは、乗車券および特急券等をいう。</p> <p>(8) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅で、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車するときは、その乗車することをいう。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車券類の種類)</p> <p>第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乗 車 券</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">イ 普通乗車券</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;">片道乗車券 往復乗車券 連続乗車券</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ロ 定期乗車券</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;">通勤定期乗車券 通学定期乗車券</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ハ 回数乗車券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ニ 団体乗車券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ホ 貸切乗車券</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	イ 普通乗車券	{	片道乗車券 往復乗車券 連続乗車券	ロ 定期乗車券	{	通勤定期乗車券 通学定期乗車券	ハ 回数乗車券			ニ 団体乗車券			ホ 貸切乗車券		
イ 普通乗車券	{	片道乗車券 往復乗車券 連続乗車券																													
ロ 定期乗車券	{	通勤定期乗車券 通学定期乗車券																													
ハ 回数乗車券																															
ニ 団体乗車券																															
ホ 貸切乗車券																															
イ 普通乗車券	{	片道乗車券 往復乗車券 連続乗車券																													
ロ 定期乗車券	{	通勤定期乗車券 通学定期乗車券																													
ハ 回数乗車券																															
ニ 団体乗車券																															
ホ 貸切乗車券																															

改正

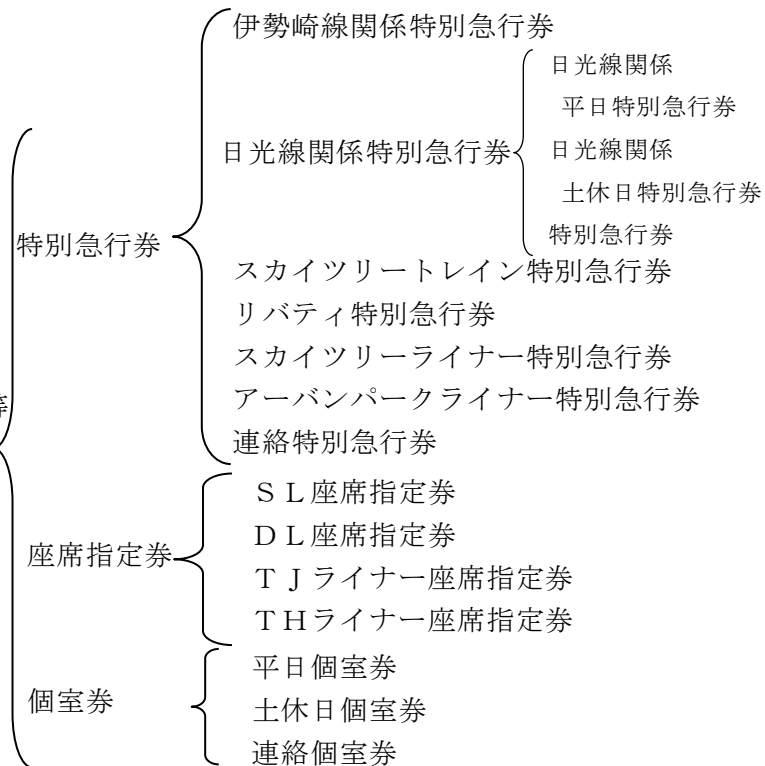
現行

(2) 特急券等



(中略)

(2) 特急券等



(中略)

(通勤定期乗車券の発売)

第35条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合は、1箇月・3箇月または6箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。

(1) 100km以内の区間を常時、区間および経路を同じくして乗車する場合

(2) 次に掲げる様式の定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合

表

PASMO・定期券購入申込書 (兼 個人情報変更申込書)

- 1. この申込書は折ったり曲がったりしないでください。
2. 必要事項を記入し、該当事項を「○」で囲んでください。

以下の「個人情報の取扱い」およびPASMO取扱規則、当社の旅客営業規則に同意し、申し込みます。

■記名PASMOの購入、無記名PASMOから記名PASMOへの変更、記名PASMOの個人情報変更するお客さまの場合

- 記名PASMOに関して記入していた個人情報(磁気定期券・PASMO)をお客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
①記名PASMOの購入・変更・払い戻し等のお申込内容の確認。
②磁気定期券から連絡する必要がある場合の連絡先の確認。
(記名PASMOの拾得時等)
③PASMO取扱規則および当社の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかわるサービスの実施および改善。
○無記名PASMOは、記入していただいた個人情報(磁気定期券)を上記利用目的の範囲内で、PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者から知らせることがあります。
○無記名PASMOは、磁気定期券と相互利用を行うICカードの発行事業者との間で、小児用ICカード発給にかかわるお申込内容の確認を目的として、個人情報(お名前、生年月日、性別、電話番号)の取扱いを行います。当該情報の管理について責任を有する者は、日本旅客鉄道株式会社とします。

■PASMOの定期券、磁気定期券を購入のお客さまの場合

- 定期券に関して記入していただいた個人情報は当社で管理します。
○お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
①定期券の購入・変更・払い戻し等のお申込内容の確認。
②当社から連絡する必要がある場合の連絡先の確認。
(定期券の拾得時等)
○当社は、記入していただいた個人情報(磁気定期券)を上記利用目的の範囲内で、定期券の取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者から知らせることがあります。

裏面へ続く

Form with fields for name, address, phone number, and company information.

株式会社 PASMO 東武鉄道株式会社

9.1cm

裏

Back of the application form with fields for gender, birth date, and purchase type (adult/child).

※東武カード(クレジットカード)でお支払いいただく場合は、お申し込みの際に必ずお申し込みください。

(通勤定期乗車券の発売)

第35条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合は、1箇月・3箇月または6箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。

(1) 100km以内の区間を常時、区間および経路を同じくして乗車する場合

(2) 次に掲げる様式の定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合

表

PASMO・定期券購入申込書 (兼 個人情報変更申込書)

- 1. この申込書は折ったり曲がったりしないでください。
2. 必要事項を記入し、該当事項を「○」で囲んでください。

以下の「個人情報の取扱い」およびPASMO取扱規則、当社の旅客営業規則に同意し、申し込みます。

■記名PASMOの購入、無記名PASMOから記名PASMOへの変更、記名PASMOの個人情報変更するお客さまの場合

- 記名PASMOに関して記入していただいた個人情報(磁気定期券・PASMO)をお客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
①記名PASMOの購入・変更・払い戻し等のお申込内容の確認。
②磁気定期券から連絡する必要がある場合の連絡先の確認。
(記名PASMOの拾得時等)
③PASMO取扱規則および当社の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかわるサービスの実施および改善。
○無記名PASMOは、記入していただいた個人情報(磁気定期券)を上記利用目的の範囲内で、PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者から知らせることがあります。
○無記名PASMOは、磁気定期券と相互利用を行うICカードの発行事業者との間で、小児用ICカード発給にかかわるお申込内容の確認を目的として、個人情報(お名前、生年月日、性別、電話番号)の取扱いを行います。当該情報の管理について責任を有する者は、日本旅客鉄道株式会社とします。

■PASMOの定期券、磁気定期券を購入のお客さまの場合

- 定期券に関して記入していただいた個人情報は当社で管理します。
○お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
①定期券の購入・変更・払い戻し等のお申込内容の確認。
②当社から連絡する必要がある場合の連絡先の確認。
(定期券の拾得時等)
○当社は、記入していただいた個人情報(磁気定期券)を上記利用目的の範囲内で、定期券の取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者から知らせることがあります。

裏面へ続く

Back of the application form with fields for gender, birth date, and purchase type (adult/child).

株式会社 PASMO 東武鉄道株式会社

9.1cm

裏

Back of the application form with fields for gender, birth date, and purchase type (adult/child).

※東武カード(クレジットカード)でお支払いいただく場合は、お申し込みの際に必ずお申し込みください。

備考 券面には必要に応じ、適宜の文案により案内事項を表示する。

(中略)

(特急券等の発売)

第57条 旅客が、特急列車等に乗車する場合は、乗車前に乗車する駅・日・列車・車両・座席および個室を指定して特急券を発売する。ただし、運輸上の都合により、車両・座席および個室の指定を省略することがある。

備考 券面には必要に応じ、適宜の文案により案内事項を表示する。

(中略)

(特急券等の発売)

第57条 旅客が、特急列車等に乗車する場合は、乗車前に乗車する駅・日・列車・車両・座席および個室を指定して特急券を発売する。ただし、運輸上の都合により、車両・座席および個室の指定を省略することがある。

改正	現行																																																																																																				
<p>2 <u>特急列車等</u>の個室に乗車する場合は、次に掲げる個室定員を超えないときで、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するときに限って個室券を発売する。</p> <table border="0"> <tr><td>イ</td><td>大人</td><td>4人</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ロ</td><td>大人</td><td>3人</td><td>小児</td><td>1人</td></tr> <tr><td>ハ</td><td>大人</td><td>2人</td><td>小児</td><td>3人</td></tr> <tr><td>ニ</td><td>大人</td><td>1人</td><td>小児</td><td>4人</td></tr> <tr><td>ホ</td><td>小児</td><td>6人</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>3 <u>直通特別急行列車の個室に乗車する場合は、次に掲げる個室定員を超えないときで、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するときに限って連絡個室券を発売する。</u></p> <table border="0"> <tr><td>イ</td><td>大人</td><td>4人</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ロ</td><td>大人</td><td>3人</td><td>小児</td><td>1人</td></tr> <tr><td>ハ</td><td>大人</td><td>2人</td><td>小児</td><td>2人</td></tr> <tr><td>ニ</td><td>大人</td><td>1人</td><td>小児</td><td>3人</td></tr> <tr><td>ホ</td><td>小児</td><td>4人</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>4 団体旅客または貸切旅客に対する特急券等は、団体乗車券または貸切乗車券によって発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(特急券等の発売の特例)</p> <p>第57条の3 <u>旅客が規則第57条によらず、特急列車等に乗車しようとする旅客に対しては、特急列車等の車内または乗車口で係員が、特急券等を発売することがある。</u>ただし、この場合、車両・座席および個室の指定を省略することがある。</p> <p>(中略)</p> <p>(特急券等の関連発売)</p> <p>第63条 <u>特急列車等</u>の個室に乗車する旅客に対して発売する個室券および連絡個室券（JR東日本線連絡にかかるものを含む。）は、特別急行券と同時に購入する場合に限って発売する。</p> <p>(中略)</p>	イ	大人	4人			ロ	大人	3人	小児	1人	ハ	大人	2人	小児	3人	ニ	大人	1人	小児	4人	ホ	小児	6人			イ	大人	4人			ロ	大人	3人	小児	1人	ハ	大人	2人	小児	2人	ニ	大人	1人	小児	3人	ホ	小児	4人			<p>2 特別急行列車の個室に乗車する場合は、次に掲げる個室定員を超えないときで、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するときに限って個室券を発売する。</p> <p>(1) 社線特別急行列車の場合</p> <table border="0"> <tr><td>イ</td><td>大人</td><td>4人</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ロ</td><td>大人</td><td>3人</td><td>小児</td><td>1人</td></tr> <tr><td>ハ</td><td>大人</td><td>2人</td><td>小児</td><td>3人</td></tr> <tr><td>ニ</td><td>大人</td><td>1人</td><td>小児</td><td>4人</td></tr> <tr><td>ホ</td><td>小児</td><td>6人</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(2) 直通特別急行列車の場合</p> <table border="0"> <tr><td>イ</td><td>大人</td><td>4人</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ロ</td><td>大人</td><td>3人</td><td>小児</td><td>1人</td></tr> <tr><td>ハ</td><td>大人</td><td>2人</td><td>小児</td><td>2人</td></tr> <tr><td>ニ</td><td>大人</td><td>1人</td><td>小児</td><td>3人</td></tr> <tr><td>ホ</td><td>小児</td><td>4人</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>3 団体旅客または貸切旅客に対する特急券等は、団体乗車券または貸切乗車券によって発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(特急券等の発売の特例)</p> <p>第57条の3 特急列車等に、係員の承諾を得ずに、かつ事前に特急券等を購入せずに乗車した旅客に対しては、第57条の規定にかかわらず、特急列車等の車内で、特急券等を発売することがある。ただし、この場合、車両・座席および個室の指定を省略することがある。</p> <p>(中略)</p> <p>(特急券等の関連発売)</p> <p>第63条 特別急行列車の個室に乗車する旅客に対して発売する個室券および連絡個室券（JR東日本線連絡にかかるものを含む。）は、特別急行券と同時に購入する場合に限って発売する。</p> <p>(中略)</p>	イ	大人	4人			ロ	大人	3人	小児	1人	ハ	大人	2人	小児	3人	ニ	大人	1人	小児	4人	ホ	小児	6人			イ	大人	4人			ロ	大人	3人	小児	1人	ハ	大人	2人	小児	2人	ニ	大人	1人	小児	3人	ホ	小児	4人		
イ	大人	4人																																																																																																			
ロ	大人	3人	小児	1人																																																																																																	
ハ	大人	2人	小児	3人																																																																																																	
ニ	大人	1人	小児	4人																																																																																																	
ホ	小児	6人																																																																																																			
イ	大人	4人																																																																																																			
ロ	大人	3人	小児	1人																																																																																																	
ハ	大人	2人	小児	2人																																																																																																	
ニ	大人	1人	小児	3人																																																																																																	
ホ	小児	4人																																																																																																			
イ	大人	4人																																																																																																			
ロ	大人	3人	小児	1人																																																																																																	
ハ	大人	2人	小児	3人																																																																																																	
ニ	大人	1人	小児	4人																																																																																																	
ホ	小児	6人																																																																																																			
イ	大人	4人																																																																																																			
ロ	大人	3人	小児	1人																																																																																																	
ハ	大人	2人	小児	2人																																																																																																	
ニ	大人	1人	小児	3人																																																																																																	
ホ	小児	4人																																																																																																			

改正

(旅客運賃・料金の種類)

第65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅客運賃

- イ 普通旅客運賃 { 片道普通旅客運賃
往復普通旅客運賃
連続普通旅客運賃
- ロ 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃
通学定期旅客運賃
- ハ 回数旅客運賃

- ニ 団体旅客運賃
- ホ 貸切旅客運賃

現行

(旅客運賃・料金の種類)

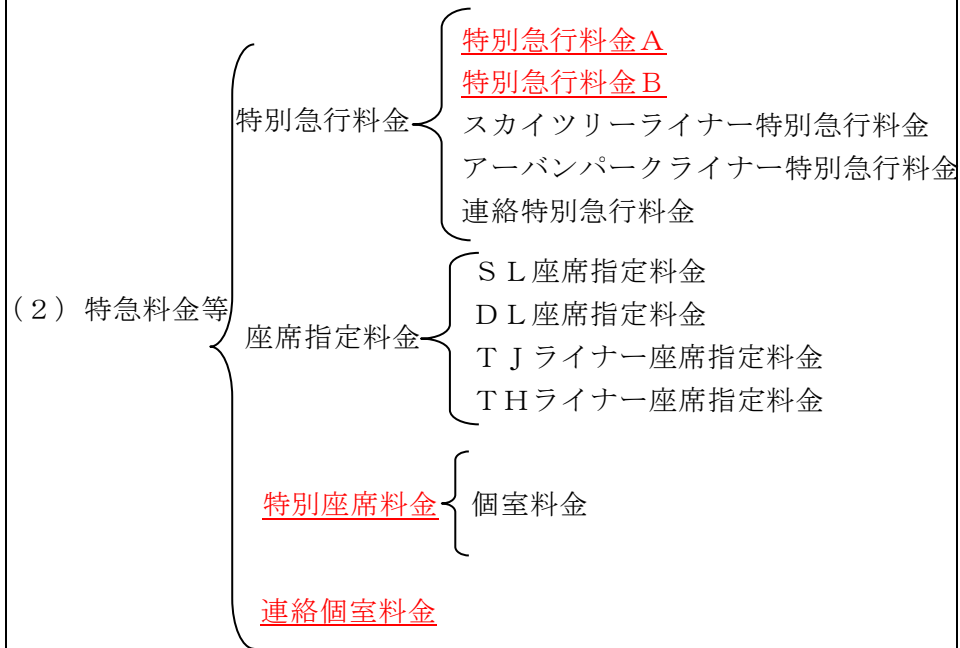
第65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅客運賃

- イ 普通旅客運賃 { 片道普通旅客運賃
往復普通旅客運賃
連続普通旅客運賃
- ロ 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃
通学定期旅客運賃
- ハ 回数旅客運賃

- ニ 団体旅客運賃
- ホ 貸切旅客運賃

改正



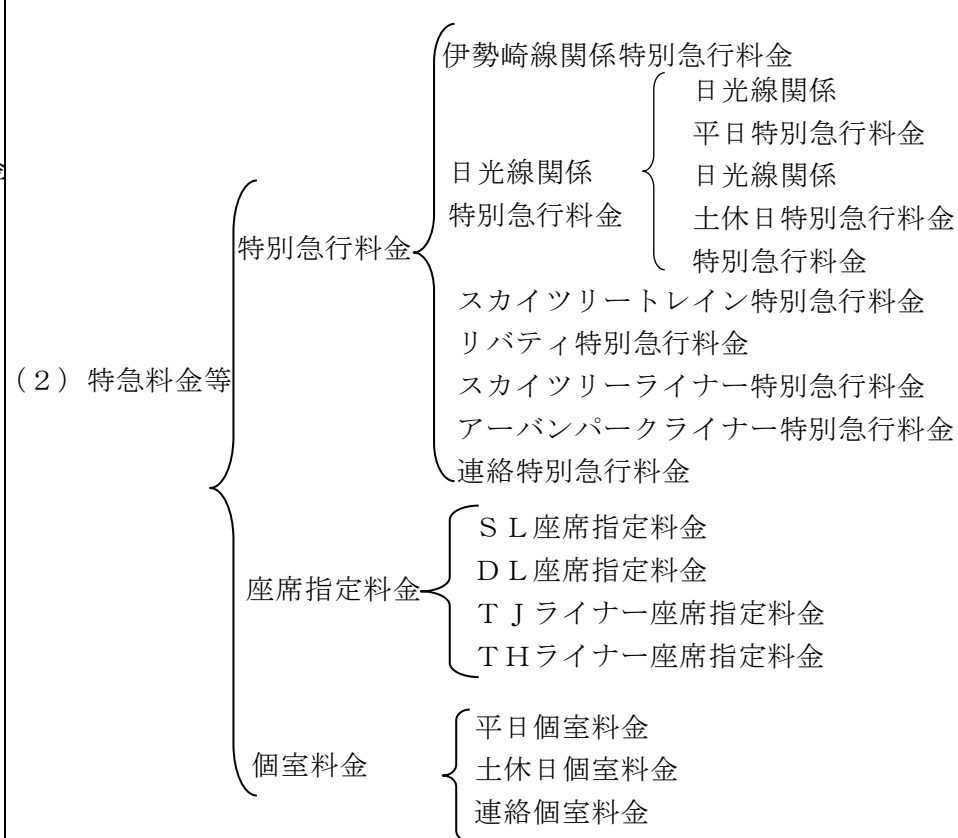
(中略)

(旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金の合計額の計算方)

第72条 普通旅客運賃には規則第130条に規定した料金を加算するものとし、普通旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金の合計額を基準に運賃を算出するものについては、これを基準に計算するものとする。

2 通勤定期旅客運賃には規則第131条に規定した料金を加算するものとし、通勤定期旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金の合計額を基準に運賃を算出するものについては、これを基準に計算するものとする。

現行



(中略)

第72条 削除

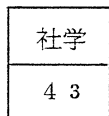
改 正	現 行																																																		
<p style="text-align: center;">(旅客の区分およびその旅客運賃・料金)</p> <p>第73条 旅客運賃・特急料金等は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>大人</td><td>12才以上の者</td></tr> <tr><td>小児</td><td>6才以上12才未満の者</td></tr> <tr><td>幼児</td><td>1才以上6才未満の者</td></tr> <tr><td>乳児</td><td>1才未満の者</td></tr> </table> <p>2 前項の規定による幼児において、次のいずれかに該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。</p> <p>(1) 幼児だけで旅行するとき</p> <p>(2) 団体旅客として乗車するとき、または団体旅客に随伴されるとき</p> <p>(3) 団体乗車券以外の乗車券を使用する6才以上の旅客に2人をこえて随伴されているとき。ただし、2人をこえた者だけ小児とみなす。</p> <p>(4) 指定を行なう座席を、幼児だけで使用するとき</p> <p>3 前項の規定は、乳児が前項第4号に該当する場合に準用する。</p> <p>4 前2項以外の場合、幼児および乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。</p> <p>5 <u>個室料金および連絡個室料金</u>は、旅客の年齢によって区別しない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">(大人特急料金等)</p> <p>第125条 大人特急料金等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>イ 特別急行料金A</u></p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td><u>特定区間</u></td><td><u>550円</u></td></tr> <tr><td><u>40kmまで</u></td><td><u>700円</u></td></tr> <tr><td><u>41km以上60kmまで</u></td><td><u>950円</u></td></tr> <tr><td><u>61km以上90kmまで</u></td><td><u>1,250円</u></td></tr> <tr><td><u>91km以上120kmまで</u></td><td><u>1,450円</u></td></tr> <tr><td><u>121km以上</u></td><td><u>1,650円</u></td></tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">「りょうもう」、「スカイツリーライナー」および「アーバンパークライナー」号以外の愛称名を表示して運転する特別急行列車</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>ロ 特別急行料金B</u></p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td><u>特定区間</u></td><td><u>550円</u></td></tr> <tr><td><u>40kmまで</u></td><td><u>600円</u></td></tr> <tr><td><u>41km以上60kmまで</u></td><td><u>850円</u></td></tr> </table>	大人	12才以上の者	小児	6才以上12才未満の者	幼児	1才以上6才未満の者	乳児	1才未満の者	<u>特定区間</u>	<u>550円</u>	<u>40kmまで</u>	<u>700円</u>	<u>41km以上60kmまで</u>	<u>950円</u>	<u>61km以上90kmまで</u>	<u>1,250円</u>	<u>91km以上120kmまで</u>	<u>1,450円</u>	<u>121km以上</u>	<u>1,650円</u>	<u>特定区間</u>	<u>550円</u>	<u>40kmまで</u>	<u>600円</u>	<u>41km以上60kmまで</u>	<u>850円</u>	<p style="text-align: center;">(旅客の区分およびその旅客運賃・料金)</p> <p>第73条 旅客運賃・特急料金等は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>大人</td><td>12才以上の者</td></tr> <tr><td>小児</td><td>6才以上12才未満の者</td></tr> <tr><td>幼児</td><td>1才以上6才未満の者</td></tr> <tr><td>乳児</td><td>1才未満の者</td></tr> </table> <p>2 前項の規定による幼児において、次のいずれかに該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。</p> <p>(1) 幼児だけで旅行するとき</p> <p>(2) 団体旅客として乗車するとき、または団体旅客に随伴されるとき</p> <p>(3) 団体乗車券以外の乗車券を使用する6才以上の旅客に2人をこえて随伴されているとき。ただし、2人をこえた者だけ小児とみなす。</p> <p>(4) 指定を行なう座席を、幼児だけで使用するとき</p> <p>3 前項の規定は、乳児が前項第4号に該当する場合に準用する。</p> <p>4 前2項以外の場合、幼児および乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。</p> <p>5 特別急行列車の個室料金は、旅客の年齢によって区別しない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">(大人特急料金等)</p> <p>第125条 大人特急料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 伊勢崎線関係特別急行料金</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>40kmまで</td><td>520円</td></tr> <tr><td>41km以上60kmまで</td><td>780円</td></tr> <tr><td>61km以上120kmまで</td><td>1,050円</td></tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">「りょうもう」号と表示して、運転する特別急行列車</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 日光線関係特別急行料金</p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) 日光線関係平日特別急行料金</p> <table style="margin-left: 80px;"> <tr><td>40kmまで</td><td>520円</td></tr> <tr><td>41km以上60kmまで</td><td>840円</td></tr> <tr><td>61km以上120kmまで</td><td>1,150円</td></tr> <tr><td>121km以上</td><td>1,360円</td></tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">(ロ) 日光線関係土休日特別急行料金</p> <table style="margin-left: 80px;"> <tr><td>40kmまで</td><td>520円</td></tr> </table>	大人	12才以上の者	小児	6才以上12才未満の者	幼児	1才以上6才未満の者	乳児	1才未満の者	40kmまで	520円	41km以上60kmまで	780円	61km以上120kmまで	1,050円	40kmまで	520円	41km以上60kmまで	840円	61km以上120kmまで	1,150円	121km以上	1,360円	40kmまで	520円
大人	12才以上の者																																																		
小児	6才以上12才未満の者																																																		
幼児	1才以上6才未満の者																																																		
乳児	1才未満の者																																																		
<u>特定区間</u>	<u>550円</u>																																																		
<u>40kmまで</u>	<u>700円</u>																																																		
<u>41km以上60kmまで</u>	<u>950円</u>																																																		
<u>61km以上90kmまで</u>	<u>1,250円</u>																																																		
<u>91km以上120kmまで</u>	<u>1,450円</u>																																																		
<u>121km以上</u>	<u>1,650円</u>																																																		
<u>特定区間</u>	<u>550円</u>																																																		
<u>40kmまで</u>	<u>600円</u>																																																		
<u>41km以上60kmまで</u>	<u>850円</u>																																																		
大人	12才以上の者																																																		
小児	6才以上12才未満の者																																																		
幼児	1才以上6才未満の者																																																		
乳児	1才未満の者																																																		
40kmまで	520円																																																		
41km以上60kmまで	780円																																																		
61km以上120kmまで	1,050円																																																		
40kmまで	520円																																																		
41km以上60kmまで	840円																																																		
61km以上120kmまで	1,150円																																																		
121km以上	1,360円																																																		
40kmまで	520円																																																		

改正	現行
<p>ただし、池袋・ふじみ野間の停車駅相互発着の場合 370円 「T Jライナー」号と表示して、運転する列車</p>	<p>61km以上 1,050円 「スペーシア日光」、「スペーシアきぬがわ」、「日光」および「きぬがわ」号と表示して、運転する特別急行列車</p>
<p>(3) <u>特別座席料金</u></p>	<p>(3) S L座席指定料金</p>
<p> <u>個室料金</u> 3,770円</p>	<p>17kmまで 760円</p>
<p>(4) <u>連絡個室料金</u> 3,150円</p>	<p>18km以上40kmまで 1,080円</p>
<p><u>2 「特定区間」とは、浅草・久喜間、浅草・南栗橋間、下今市・東武日光間および下今市・鬼怒川温泉間の停車駅相互発着を乗車する場合に適用する。</u></p>	<p>「S L大樹」、「S L大樹ふたら」号と表示して、運転する列車</p>
<p><u>3 第57条の3により、特急券等を発売する場合は、第1項第1号イからニおよび第2号ハで定める料金に200円を加算した額とする。</u></p>	<p>(4) D L座席指定料金</p>
<p><u>なお、小児特急料金等に対する加算は、規則第74条により計算した後の額にこれを加える。</u></p>	<p>17kmまで 520円</p>
	<p>18km以上40kmまで 840円</p>
	<p>41km以上60kmまで 950円</p>
	<p>61km以上120kmまで 1,250円</p>
	<p>121km以上 1,470円</p>
	<p>「D L大樹」、「D L大樹ふたら」号と表示して、運転する列車</p>
	<p>(5) T Jライナー座席指定料金 470円</p>
	<p>ただし、池袋・ふじみ野間の停車駅相互発着の場合 370円</p>
	<p>「T Jライナー」号と表示して、運転する列車</p>
	<p>(6) T Hライナー座席指定料金</p>
	<p>25kmまで 370円</p>
	<p>26km以上 470円</p>
	<p>「T Hライナー」号と表示して、運転する列車</p>
	<p>(7) 個室料金</p>
	<p> 平日個室料金 1 個室 3,150 円</p>
	<p> 土休日個室料金 1 個室 3,770 円</p>
	<p> 連絡個室料金 1 個室 3,150 円</p>
	<p>利用人員の多少にかかわらず均一料金とし、平日および土休日の区分は第1号と同様とする。</p>
	<p>2 第57条の3により、T Hライナー座席指定券を発売する場合は、前項第6号で定める料金に200円を加算した額とする。</p>
	<p>(特定特急料金等)</p>
	<p>第125条の2 前条の規定にかかわらず、浅草・久喜間、浅草・幸手間および浅草・大宮間の停車駅相互発着となる特急料金等は、40kmまでに相当する額とする。</p>
<p>第125条の2 削除</p>	

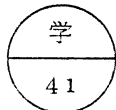
改 正	現 行
(中略)	(中略)
第 8 節 鉄道駅バリアフリー料金	第 8 節 削除
<u>(普通旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金)</u>	
第 130 条 普通旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金は 1 乗車につき 10 円とする。	第 130 条 削除
<u>(通勤定期旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金)</u>	
第 131 条 通勤定期旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金は 1 箇月につき 600 円、3 箇月につき 1,710 円および 6 箇月につき 3,240 円とする。	第 131 条 削除
(中略)	(中略)
<u>(定期乗車券による特急列車等への乗車禁止)</u>	<u>(定期乗車券等による特急列車等への乗車禁止)</u>
第 161 条 <u>旅客は、定期乗車券を使用して次の各号の列車に乗車することはできない。</u>	第 161 条 旅客は、別に定める場合を除き、定期乗車券を使用して、特急列車等および運輸上必要により社が特に指定する列車に乗車することはできない。
<u>(1) 直通特別急行列車</u>	
<u>(2) 運輸上必要により社が特に指定する列車</u>	
(中略)	(中略)
<u>(旅客運賃の割引等に対する表示)</u>	<u>(旅客運賃の割引等に対する表示)</u>
第 188 条 旅客運賃の割引等を行なう乗車券類には、その証として、関係券片の表面（第 7 号および第 9 号に規定する表示については裏面）に、ゴム印の押なつ等によって、次の各号に定める記号等の表示を行なう。ただし、特に設備する乗車券類および第 8 号に規定する表示については、これと異なる表示をし、またはこの表示を省略することがある。	第 188 条 旅客運賃の割引等を行なう乗車券類には、その証として、関係券片の表面（第 7 号および第 9 号に規定する表示については裏面）に、ゴム印の押なつ等によって、次の各号に定める記号等の表示を行なう。ただし、特に設備する乗車券類および第 8 号に規定する表示については、これと異なる表示をし、またはこの表示を省略することがある。
(1) 旅客運賃を割引するもの	(1) 旅客運賃を割引するもの
イ 第 92 条および第 107 条第 2 号の規定による学生割引	イ 第 92 条および第 107 条第 2 号の規定による学生割引

改正

(イ) 社線について割引となるもの

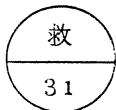


(ロ) 旅客鉄道会社線について割引となるもの



ロ 第93条の規定による被救護者割引

(イ) 被救護者用



(ロ) 付添人用

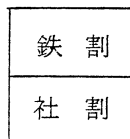


ハ 第94条の規定による臨時特殊割引

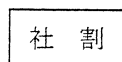
(イ) 割引率の明らかなもの



(ロ) 社線と旅客鉄道会社線との割引率が異なるものまたは社線についてのみ割引の適用があるもの

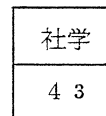


または



現行

(イ) 社線について割引となるもの

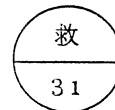


(ロ) 旅客鉄道会社線について割引となるもの



ロ 第93条の規定による被救護者割引

(イ) 被救護者用



(ロ) 付添人用

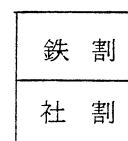


ハ 第94条の規定による臨時特殊割引

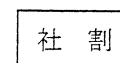
(イ) 割引率の明らかなもの



(ロ) 社線と旅客鉄道会社線との割引率が異なるものまたは社線についてのみ割引の適用があるもの

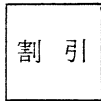


または



改正

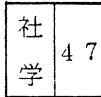
(ハ) (イ) および (ロ) 以外のもの



ニ 第94条の2の規定による乗継割引

割引

ホ 第107条第1号の規定による学生割引



(2) 大人用の乗車券を小児用に代用するもの

イ 大人用の乗車券を小児用に代用するもの



ロ 乗車券自動印刷発売機用の大人小児用の乗車券を小児用とするもの



または



(白抜文字)

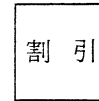
ハ マルチ印刷発行機および乗車券自動印刷発売機により発行する大人小児用定期乗車券を小児用とするもの



(白抜文字)

現行

(ハ) (イ) および (ロ) 以外のもの



ニ 第94条の2の規定による乗継割引

割引

ホ 第107条第1号の規定による学生割引



(2) 大人用の乗車券を小児用に代用するもの

イ 大人用の乗車券を小児用に代用するもの



ロ 乗車券自動印刷発売機用の大人小児用の乗車券を小児用とするもの



または



(白抜文字)

ハ マルチ印刷発行機および乗車券自動印刷発売機により発行する大人小児用定期乗車券を小児用とするもの



(白抜文字)

改正

(2) の 2 マルチ印刷発行機および乗車券自動印刷発売機により発行する定期乗車券を通学用とするもの

学 (白抜文字)

(2) の 3 マルチ印刷発行機により発行する定期乗車券を実習用とするもの

実 (白抜文字)

(3) 旅客運賃・料金を後払とするもの

後払

(4) 再交付するもの

再

(5) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその有効期間の開始日前から有効とさせるもの

継 続

(6) 普通乗車券で有効期間の開始日を発売日後の日とするもの
「 月 日から有効」ただし、表面に表示することが困難なときは、裏面に表示し、表面には「**罇**」と表示する。

(7) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの

「
第 証 号
」 または 「証第 号」

現 行

(2) の 2 マルチ印刷発行機および乗車券自動印刷発売機により発行する定期乗車券を通学用とするもの

学 (白抜文字)

(2) の 3 マルチ印刷発行機により発行する定期乗車券を実習用とするもの

実 (白抜文字)

(3) 旅客運賃・料金を後払とするもの

後払

(4) 再交付するもの

再

(5) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその有効期間の開始日前から有効とさせるもの

継 続

(6) 普通乗車券で有効期間の開始日を発売日後の日とするもの
「 月 日から有効」ただし、表面に表示することが困難なときは、裏面に表示し、表面には「**罇**」と表示する。

(7) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの

「
第 証 号
」 または 「証第 号」

改正	現行
<p>(車内特急券等の様式)</p> <p>第212条の2 <u>削</u> <u>除</u></p> <p>(中略)</p> <p>(車内特急券等の様式)</p> <p>第213条 車内特急券等の様式は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> 連絡車内特急券用</p> <p><u>(2)</u> THライナー座席指定用</p>	<p>(イ) 日光線関係平日特別急行券</p> <p>(ロ) 日光線関係土休日特別急行券</p> <p>(ハ) 特別急行券</p> <p>(2) 軟券式連絡特別急行券</p> <p>(3) 補充特別急行券</p> <p>イ 当日発売専用</p> <p>(イ) 伊勢崎線関係特別急行券</p> <p>(ロ) 日光線関係特別急行券</p> <p>a 日光線関係平日特別急行券</p> <p>b 日光線関係土休日特別急行券</p> <p>c 特別急行券</p> <p>ロ その他用</p> <p>(イ) 伊勢崎線関係特別急行券</p> <p>(ロ) 日光線関係特別急行券</p> <p>a 日光線関係平日特別急行券</p> <p>b 日光線関係土休日特別急行券</p> <p>c 特別急行券</p> <p>(ハ) リバティ特別急行券</p> <p>(ニ) スカイツリーライナー特別急行券およびアーバンパークライナー特別急行券</p> <p>(中略)</p> <p>(座席指定券の様式)</p> <p>第212条の2 座席指定券の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 補充SL座席指定券</p> <p>(2) 補充DL座席指定券</p> <p>(中略)</p> <p>(車内特急券等の様式)</p> <p>第213条 車内特急券等の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行用(駅名式大人小児用)</p> <p>イ 伊勢崎線関係特別急行用</p> <p>ロ 日光線関係特別急行用(駅名式大人小児用)</p> <p>(イ) 日光線関係平日特別急行用</p>

改正	現行
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(車内補充券の様式) 第226条 車内補充券の様式は、次のとおりとする。 (1) 東武本線用 イ (地図式大人小児用) <u>ロ (駅名式大人小児用)</u> (2) 東上線用</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車券類変更) 第248条 普通乗車券（普通乗車券相互間の変更を含む。）または特急券等を所持する旅客は、旅行開始前または使用開始前に、あらかじめ駅係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限ってその乗車券類から同種の他の乗車券類に変更（特別急行券・座席指定券・<u>特別座席券</u>相互および<u>連絡個室券</u>相互間の変更を含む。）（この変更を「乗車券類変更」という。）をすることができる。ただし、列車が変更となる特急券等については、その券面に表示された列車が乗車駅を出発する時刻までに変更の申し出があったときおよび申し出当日に発売できるものに変更するときに限る。 2 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃および料金と変更する乗車券類に対する旅客運賃および料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしする。 3 前項の規定により、旅客運賃の計算をする場合に、原乗車券が割引のものであって、その割引が実際乗車区間に対して適用のあるものであるときは、実際乗車区間に対する旅客運賃を、原乗車券に適用した割引率による割引の運賃によって計算する。</p>	<p>(ロ) 日光線関係土休日特別急行用 (ハ) 特別急行用 ハ スカイツリートレイン特別急行用 ニ リバティ特別急行用 ホ スカイツリーライナーおよびアーバンパークライナー特別急行用 (2) 連絡特別急行用 (3) 座席指定用（駅名式大人小児用） イ SLおよびDL座席指定用 ロ THライナー座席指定用</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(車内補充券の様式) 第226条 車内補充券の様式は、次のとおりとする。 (1) 東武本線用 イ (地図式大人小児用) ロ (駅名式大人小児用) (2) 東上線用</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車券類変更) 第248条 普通乗車券（普通乗車券相互間の変更を含む。）または特急券等を所持する旅客は、旅行開始前または使用開始前に、あらかじめ駅係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限ってその乗車券類から同種の他の乗車券類に変更（特別急行券・座席指定券相互および個室券相互間の変更を含む。）（この変更を「乗車券類変更」という。）をすることができる。ただし、列車が変更となる特急券等については、その券面に表示された列車が乗車駅を出発する時刻までに変更の申し出があったときおよび申し出当日に発売できるものに変更するときに限る。 2 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃および料金と変更する乗車券類に対する旅客運賃および料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしする。ただし、社線区間における個室券から他の特急券等への変更について、旅客は手数料として1個室あたり420円を支払うものとする。 3 前項の規定により、旅客運賃の計算をする場合に、原乗車券が割引のものであって、その割引が実際乗車区間に対して適用のあるものであるときは、</p>

改正	現行
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特急券等の無札および不正使用の旅客に対する特急料金等・増料金等の收受)</p> <p>第267条 第264条および第266条の規定は、特急券等に準用する。</p> <p>2 前項の規定により増料金を收受する場合、<u>第125条第1項第1号イからニおよび第2号ハに定める特急券等を所持せずに乗車した旅客に対しては、第125条第3項に定める料金をあわせて收受する。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特急料金等の払いもどし)</p> <p>第273条 旅客は、特急券等(団体乗車券または貸切乗車券によって発売したものを除く。)が不要となった場合、指定列車が、その乗車駅を出発する時刻までにこれを駅にさし出したときに限り、すでに支払った特急料金等の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として各号に定める額を支払うものとする。</p> <p>なお、乗車券類変更の取扱いをした特急券等については、変更前の特急券等に表示された列車の出発する日の前日、または当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の特急券等について変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p> <p>(1) 社線区間の場合 特急券等1枚につき100円。ただし、個室券については420円</p> <p>(2) JR東日本線連絡にかかる場合 イ 出発する日の2日前までに請求した場合は 340円 ロ 出発時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額(10円未満のは数は切り捨て。)ただし、340円に満たない場合は340円とする。</p> <p>(3) 第63条の規定により発売したJR東日本線連絡にかかる<u>連絡</u>個室券の払いもどしをする場合は、同時に発売した特別急行券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、前2号の規定により收受し、特別急行料金についてはこれを收受しない。</p> <p>(4) 野岩線・会津線連絡にかかる場合 1枚につき100円。</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>実際乗車区間に対する旅客運賃を、原乗車券に適用した割引率による割引の運賃によって計算する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特急券等の無札および不正使用の旅客に対する特急料金等・増料金等の收受)</p> <p>第267条 第264条および第266条の規定は、特急券等に準用する。</p> <p>2 前項の規定により増料金を收受する場合、THライナー座席指定券を所持せずに乗車した旅客に対しては、第125条第2項に定める料金をあわせて收受する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特急料金等の払いもどし)</p> <p>第273条 旅客は、特急券等(団体乗車券または貸切乗車券によって発売したものを除く。)が不要となった場合、指定列車が、その乗車駅を出発する時刻までにこれを駅にさし出したときに限り、すでに支払った特急料金等の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として各号に定める額を支払うものとする。</p> <p>なお、乗車券類変更の取扱いをした特急券等については、変更前の特急券等に表示された列車の出発する日の前日、または当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の特急券等について変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p> <p>(1) 社線区間の場合 特急券等1枚につき100円。ただし、個室券については420円</p> <p>(2) JR東日本線連絡にかかる場合 イ 出発する日の2日前までに請求した場合は 340円 ロ 出発時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額(10円未満のは数は切り捨て。)ただし、340円に満たない場合は340円とする。</p> <p>(3) 第63条の規定により発売したJR東日本線連絡にかかる個室券の払いもどしをする場合は、同時に発売した特別急行券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、前2号の規定により收受し、特別急行料金についてはこれを收受しない。</p> <p>(4) 野岩線・会津線連絡にかかる場合 1枚につき100円。</p>

改正	現行
<p>(5) 東京地下鉄線連絡にかかる場合 1枚につき100円。</p> <p>(中略)</p> <p>(無賃送還の取扱方)</p> <p>第284条 第282条第1項の規定により旅客が、無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 無賃送還は、その事実が発生した際に使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。この場合、その乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅までとする。</p> <p>(2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車(特急列車等を除く。)による。ただし、特急券等を使用していた旅客については、<u>次により無賃送還区間の特急列車等に乗車させることがある。</u></p> <p><u>イ 特別急行券を使用していた旅客については、特急列車等により当該特別急行券の発駅までの区間。</u></p> <p><u>ロ 特別座席券および連絡個室券を使用していた旅客については、当該特別座席券または連絡個室券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車に相当の座席または満員等により相当の座席がないときは、適宜の座席による。</u></p> <p>(3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。ただし、やむを得ない理由によって、乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行なうことができないときは、他の経路の列車によって行なう。</p> <p>(4) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。</p> <p>(5) 旅客が、第2号および第3号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。</p> <p>2 前項の規定により無賃送還を行なった場合は、次の各号に定めるところにより旅客運賃および料金の払いもどしをする。ただし、回数乗車券を使用する旅客については、払いもどしの取扱いをしない。</p> <p>(1) 乗車券</p> <p>イ 発駅まで無賃送還した場合 すでに収受した旅客運賃および料金の全額</p> <p>ロ 発駅に至る途中駅まで無賃送還をした場合または旅客が、無賃送還中の途中駅に下車した場合</p> <p>(イ) 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃</p> <p>(ロ) 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する割引の普通旅客運賃</p> <p>ハ イおよびロの場合は、旅客がその券片を使用して途中下車をしていたとき(ロの場合は、途中駅・着駅間内の駅に途中下車をしていたときに限る。)</p> <p>その途中下車駅(途中下車駅が2駅以上のときは、最終下車駅)を途中駅とみなしてロの規定により計算した額</p>	<p>(5) 東京地下鉄線連絡にかかる場合 1枚につき100円。</p> <p>(中略)</p> <p>(無賃送還の取扱方)</p> <p>第284条 第282条第1項の規定により旅客が、無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 無賃送還は、その事実が発生した際に使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。この場合、その乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅までとする。</p> <p>(2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車(特急列車等を除く。)による。ただし、特急券等を使用していた旅客については、特急列車等により、その特急券等の発駅まで乗車させることがある。</p> <p>(3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。ただし、やむを得ない理由によって、乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行なうことができないときは、他の経路の列車によって行なう。</p> <p>(4) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。</p> <p>(5) 旅客が、第2号および第3号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。</p> <p>2 前項の規定により無賃送還を行なった場合は、次の各号に定めるところにより旅客運賃および料金の払いもどしをする。ただし、回数乗車券を使用する旅客については、払いもどしの取扱いをしない。</p> <p>(1) 乗車券</p> <p>イ 発駅まで無賃送還した場合 すでに収受した旅客運賃および料金の全額</p> <p>ロ 発駅に至る途中駅まで無賃送還をした場合または旅客が、無賃送還中の途中駅に下車した場合</p> <p>(イ) 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃</p> <p>(ロ) 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する割引の普通旅客運賃</p> <p>ハ イおよびロの場合は、旅客がその券片を使用して途中下車をしていたとき(ロの場合は、途中駅・着駅間内の駅に途中下車をしていたときに限る。)</p> <p>その途中下車駅(途中下車駅が2駅以上のときは、最終下車駅)を途中駅とみなしてロの規定により計算した額</p>

改 正	現 行																
<p>ず、途中駅・着駅間に対する割引の普通旅客運賃</p> <p>ハ イおよびロの場合は、旅客がその券片を使用して途中下車をしていたとき（ロの場合は、途中駅・着駅間内の駅に途中下車をしていたときに限る。）</p> <p>その途中下車駅（途中下車駅が2駅以上のときは、最終下車駅）を途中駅とみなしてロの規定により計算した額</p> <p>(2) 特急券等 第282条の2第2号の規定を準用する。</p> <p>3 第1項の規定によって無貨送還を行なった場合、回数乗車券を使用する旅客は、その券片を、その後1回限り、その券面表示事項にしたがって使用することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(入場券の種類および料金)</p> <p>第295条 入場券は、普通入場券および定期入場券の2種類とし、その料金は次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <table border="0"> <tr> <td>1枚について</td> <td>大人</td> <td><u>1,600</u>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小児</td> <td>800円</td> </tr> </table> <p>(2) 定期入場券</p> <table border="0"> <tr> <td>1枚について</td> <td><u>4,800</u>円</td> </tr> </table> <p>2 定期入場券を購入しようとする者は、第35条第2号に規定する定期乗車券購入申込書に、使用者の住所・氏名および年齢を記入のうえ、提出しなければならない。</p> <p>(以下略)</p>	1枚について	大人	<u>1,600</u> 円		小児	800円	1枚について	<u>4,800</u> 円	<p>(2) 特急券等 第282条の2第2号の規定を準用する。</p> <p>3 第1項の規定によって無貨送還を行なった場合、回数乗車券を使用する旅客は、その券片を、その後1回限り、その券面表示事項にしたがって使用することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(入場券の種類および料金)</p> <p>第295条 入場券は、普通入場券および定期入場券の2種類とし、その料金は次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通入場券</p> <table border="0"> <tr> <td>1枚について</td> <td>大人</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小児</td> <td>800円</td> </tr> </table> <p>(2) 定期入場券</p> <table border="0"> <tr> <td>1枚について</td> <td>4,400円</td> </tr> </table> <p>2 定期入場券を購入しようとする者は、第35条第2号に規定する定期乗車券購入申込書に、使用者の住所・氏名および年齢を記入のうえ、提出しなければならない。</p> <p>(以下略)</p>	1枚について	大人	1,500円		小児	800円	1枚について	4,400円
1枚について	大人	<u>1,600</u> 円															
	小児	800円															
1枚について	<u>4,800</u> 円																
1枚について	大人	1,500円															
	小児	800円															
1枚について	4,400円																

附則

この通達は、2023年3月18日から施行する。